

一 解除に係る保安林の所在場所 高知県土佐清水市以布利字シリカイ一七の一五
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第千八百号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成十八年十二月二十六日

農林水産大臣 松岡 利勝
一 解除に係る保安林の所在場所 京都府京都市左京区大原小出石町七六七の五
保安林として指定された目的 水源のかん養
三 解除の理由 指定理由の消滅
二 解除に係る保安林の所在場所 京都府京都市右京区嵯峨越畑下大谷二の六、二の七、嵯峨鳥居本深谷町三の五から三の八まで、左京区八瀬近衛町五一九の一
保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅
○農林水産省告示第千八百一十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成十八年十二月二十六日

農林水産大臣 松岡 利勝
一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 京都府船井郡京丹波町下栗野松尾三の二
保安林として指定された目的 水源のかん養
三 変更後の指定実施要件
一 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第千八百一十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成十八年十二月二十六日

農林水産大臣 松岡 利勝
一 保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
佐賀県鳥栖市河内町字鶴一九八〇の一、一九八九地先、字桜谷二〇一八の一
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定実施要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
四 指定の有効期間 三年
(二) 次の図及び期間 三年
の図面及び関係書類を高知県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。
○経済産業省告示第百六十号
輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)の一部を次のように改正する。
平成十八年十二月二十六日

経済産業大臣 甘利 明
三の九の(4)のイからホまで及び三の九の(5)中「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア」に改める。
三の九の(4)のイからハまで及びホ並びに三の九の(5)中「モンゴル」の下に、「モンテネグロ」を加える。
三の九の(4)のニ中「モナコ」の下に、「モンテネグロ」を「タンザニア」の下に、「タイ」を、「ウルクアイ」の下に、「ウスベキスタン」を加える。
附 則
この告示は、平成十八年十二月二十六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 三の九の(4)のイからホまでの改正規定中モンテネグロに係る部分 平成十九年一月二十一日
二 三の九の(4)のニの改正規定中ウスベキスタンに係る部分 平成十九年二月二十九日
三 三の九の(4)のニの改正規定中タイに係る部分 平成十九年二月十二日

○経済産業省告示第百六十一号
電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として次の者を登録したので、同法第百二十二条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十八年十二月二十六日
登録年月日
平成十八年十一月二十六日
平成十八年十一月二十六日
平成十八年十一月二十六日
平成十八年十一月二十六日
福井県電気工事工業組合
石川県電気工事工業組合
富山県富山市新桜町九番二十号
富山県富山市新保本四丁目六十五番二十一
福井県福井市西方一丁目十四番八号
平成十八年十二月二十六日
経済産業大臣 甘利 明

○経済産業省告示第百六十二号
電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第五十二条の二第一号二及び第二号八並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号(電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件 第一号八及び第二号口の機械器具並びに第一号二及び第二号八の算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示)の一部を次のように改正する。
平成十八年十二月二十六日
経済産業大臣 甘利 明
第三条第一項中「次条第四号の発電所(出力百キロワット以上のものに限る)並びに第七号及び第八号の需要設備(小規模高圧需要設備を除く)については次表に掲げる換算係数に〇・六を、同条第四号の発電所(出力百キロワット未満のものに限る)については〇・四五を、同条第九号の需要設備(小規模高圧需要設備を除く)については〇・四五を、同条第九号の需要設備(小規模高圧需要設備を除く)については〇・四五を、同条第九号の二ただし書及び第四号の発電所については〇・二五を、同条第七号及び第八号の需要設備(小規模高圧需要設備を除く)については〇・六に改める。
第四条第四号を次のように改める。
四 太陽電池発電所にあつては毎年二回以上
○特許庁告示第七号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十條の二、第二十三條の五及び第三十四條の四の規定に基づき、平成十六年特許庁告示第一号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の規定に基づく電子計算機の技術的基準を定める件)の一部を次のように改正する。
平成十八年十二月二十六日
特許庁長官 中嶋 誠

第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の規定に基づく電子計算機の技術的基準を定める件(平成十六年特許庁告示第一号)の一部を次のように改正する。
1. 中「特許庁長官」の次「」が平成十八年12月31日以前に交付した又は独立行政法人工業所有権審議・登録推進課長」を加える。
2. 中「電子計算機」を「電子計算機又は電子計算機ソフトウェア」に改め、「独立行政法人工業所有権審議・登録推進課長」の次に「併しく国際事務局」を加え、1. (一)中「国際事務局」の次に「(十九)七十七件六四十九日にオンラインで生成された特許協力条約第2条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。」「や「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則」の次「(以下「規則」という。))」を「特許手続」の次「(国際事務局が交付する電子計算機ソフトウェア)にあつては、規則第10条第5号の特定手続に限る。(3)において同じ。」「や「特許等関係法令」という。)の規定」の次「(国際事務局が交付する電子計

算機ソフトウェア)にあつては、規則第10条第5号の特定手続に限る。(3)において同じ。」「や「特許等関係法令」という。)の規定」の次「(国際事務局が交付する電子計

算機ソフトウェア)にあつては、規則第10条第5号の特定手続に限る。(3)において同じ。」「や「特許等関係法令」という。)の規定」の次「(国際事務局が交付する電子計

算機ソフトウェア)にあつては、規則第10条第5号の特定手続に限る。(3)において同じ。」「や「特許等関係法令」という。)の規定」の次「(国際事務局が交付する電子計